



職員の懲戒処分について (生活保護費の不適切な支出処理)

令和7年11月7日付けで行った懲戒処分について、以下のとおり報告します。

1 対象職員

福祉長寿部 生活支援課 主事 (27歳) 男性

2 処分内容

戒告

3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第1号

(法令違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第2号

(職務上の義務に違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

4 処分日

令和7年11月7日

5 事故の概要

生活保護受給者(1名)が通院のために使用した令和6年7月分のタクシー代(18,980円)について、支払処理を担当ケースワーカーが行わず、支払いを約1年遅延させ、令和7年7月2日に私費によりタクシー代を支払した。また、タクシー会社からの催促に対して協議中と虚偽の回答を行った他、請求書を破棄したことが併せて発覚した事故。



やさシティ、まつど。
matsudo

6 今後の対策について

- ・事故発覚後、所属において、全てのケースワーカーの支出事務に滞りがないか確認を行い、私費による事務処理は法令違反行為になることを再度周知した。今後、査察指導員（班長）とケースワーカーが定期的に面談を行い、業務の進捗状況等を把握し、再発防止に努める。
- ・本日、職員に対し、副市長名による「綱紀肅正と服務規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

7 市長のコメント

この度の不祥事により、事業者に対してのみならず、市全体に対する市民の皆様
の信頼を損ねましたことにつきましては、誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げ
ます。今回の事態を重く受け止め、適正な事務の執行を徹底し、再発防止に努めて
参ります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-5674 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp